

生活文化常任委員会次第

令和2年5月7日（木）午後3時
於 大 会 議 室

1 開 会

2 議 事（市民生活局関係）

（1）付託された議案の審査

議案（1件）

議案第56号 令和2年度明石市一般会計補正予算（第2号）〔分割付託分〕

※ 資料参照 …………… 上田 緊急生活支援部長兼産業振興室長兼産業政策課長
…………… 請井 産業振興室課長

（2）報告事項（1件）

ア 新型コロナウイルスによる感染拡大予防策について

※ 資料参照 …………… 中野 市民課長

（3）その他

3 閉 会

以 上

議案第56号関連資料

新型コロナウイルス感染症対策のための
令和2年度5月補正予算(案)の概要について

今回の補正は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、市民生活の維持のため、国の国民一律10万円を給付する特別定額給付金及び児童手当を1万円増額する臨時特別給付金をはじめ、県との協調事業として、休業要請に応じた事業者への支援金のほか、市単独事業として、高齢者・障害者の日常生活支援に係るサポート利用券の発行、子育て世帯への追加給付金、感染者の入院等受入態勢の充実など医療提供体制確保のための経費等の追加を行おうとするものです。

1 一般会計

(1) 補正額 32,589,708千円 (補正後 146,981,539千円)

(2) 補正内容 ※補正額の単位は千円。一般財源は全て財政基金を活用。

項 目	補正額 (財源内訳)	所管
① 特別定額給付金給付事業費(国 補助率10/10) ・特別定額給付金 30,400,000千円 国の緊急経済対策 給付対象者数 304,000人(基準日(4月27日)において、住民基本台帳に登録されている者) 対象者1人あたり10万円 ・事務費 325,000千円 コールセンター・審査等給付金事務、口座振込手数料、郵送料、システム開発費、印刷物等作成料など事務費	30,725,000 (全額国庫)	産業振興室
② 無戸籍者・DV被害者特別定額給付金給付事業費 ・無戸籍者・DV被害者に対する特別定額給付金 給付対象者1人あたり10万円	1,000 (全額一般)	
③ 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費(国 補助率10/10) ・臨時特別給付金 445,000千円 国の緊急経済対策 給付対象児童数 44,500人 対象児童1人あたり1万円 ・事務費 18,000千円 口座振込手数料、郵送料、システム改修費、印刷物等作成料など事務費	463,000 (全額国庫)	児童福祉課
④ 児童手当受給者に対する緊急支援給付金事業費 ・子育て世帯への緊急支援として児童手当に上乘せ支給 給付対象世帯数 22,000世帯 対象世帯1世帯あたり1万円	220,000 (全額一般)	
⑤ 高齢者・障害者サポート利用券発行事業費 ・高齢者や障害者の日常生活に係る緊急の生活支援として、飲食物等のデリバリー、タクシーの利用等のサービスが受けられる利用券を交付 ・対象者 市内在住の70歳以上高齢者61,000人及び69歳以下の障害者手帳所有者17,000人 ・利用できるサービス 飲食物のデリバリーサービス(テイクアウト含む) タクシー乗車 ・給付額 1人あたり1万円(チケット500円×20枚)	811,000 (全額一般)	高齢者総合支援室
⑥ 家庭学習支援事業費 ・臨時休校期間中において、学習教材等について、郵便を利用した双方向のやり取りを行い、学力保障と相談支援を行う ・対象 明石市立小・中学校、明石養護学校、明石商業高等学校に通う児童生徒	23,000 (全額一般)	学校教育課
⑦ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 ・入院病床の確保等 173,700千円 感染症病床の運営にかかる医療従事者(臨時看護師の採用等)、危険業務従事者に対する手当、設備・資機材等整備、保護者不在児童の受入体制等に係る経費 ・診察・検査等の医療体制の確保 25,000千円 帰国者・接触者外来あるいは検体採取などの診療・検査体制の強化を図るほか、市内医療機関が感染症患者の病床確保のための空床補償等により医療体制を確保する	198,700 (全額一般)	保健総務課 ・ こどもセンター総務課
⑧ 休業要請事業者経営継続支援事業費(県市協調 県2/3 市1/3負担) ・対象者は(1)(2)(3)のいずれも満たす県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主 (1)休業要請、協力依頼、営業時間短縮の依頼(飲食店)に応じた事業所 (2)売上が4月において、単月で前年同月対比50%以上減少している事業所等 (3)事業を休業していること ・給付額は、中小法人100万円、個人事業主50万円 ただし、飲食店及び旅館・ホテル等については、中小法人30万円、個人事業主15万円 ・交付等事務は、市町からの委託契約に基づき県が一括して実施(事務費は全額県負担)	148,008 (全額一般)	産業政策課

生活文化常任委員会資料
2020年（令和2年）5月7日
市民生活局産業振興室 特別定額給付金担当

議案第56号関連資料 特別定額給付金事業の実施について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、迅速かつ的確に家計を支援するため、特別定額給付金事業の円滑な実施に向けて取り組みます。

1 事業概要

- (1) 対 象 4月27日時点で、明石市住民基本台帳に記録されている人
 ・受給権者：世帯主
 ・4月1日現在 303,587人（139,103世帯）

- (2) 給付額 世帯構成員1人につき10万円（全員分を世帯主に給付）

(3) 手 続

- ① 申請書類の郵送
- ② 申請受付（郵送 又は オンライン（マイナンバーカード所持者のみ可能））
- ③ 給付決定通知の郵送
- ④ 口座振込（口座がない方に限り、窓口での現金給付）

- (4) 財 源 国庫補助金（補助率10／10）

2 実施時期（予定）

(1) 全世界帯への支給

- ・5月27日 申請書類の郵送
- ・5月28日 受付開始（オンライン申請受付は前倒しに向けて調整中）
- ・6月中旬 口座振込開始（受付順で振込、受付から振込まで3～4週間程度）
 ※窓口での現金給付は7月中旬以降になります。

(2) 生活困窮世帯への早期支給

4月に兵庫県社会福祉協議会の生活福祉資金（新型コロナウイルス特例）の貸付を受けている世帯に対して早期に家計を支援するため、5月中に支給します。

- ・対象世帯 約250世帯（見込み）
 - *4月15日までの借受世帯：5月中旬 口座振込
 - *4月30日までの借受世帯：5月下旬 口座振込
- ※緊急の支援を要する一部世帯には、5月1日に現金給付を行います。

【参考】生活福祉資金（新型コロナウイルス特例貸付）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金にお困りの世帯に対する貸付制度（無利子、保証人不要）
 - *緊急小口資金：主に休業された方向け（20万円以内、1回）
 - *総合支援資金：主に失業された方向け（月20万円以内、原則3月以内）
- ・申 込 窓 口：明石市社会福祉協議会

3 無戸籍者・DV被害者への市独自給付

- ・本市在住の無戸籍者とDV被害者の方について、特別定額給付金事業の対象とならない場合には、市独自で一人10万円の給付金を支給します。

新型コロナウイルスによる感染拡大予防策について

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言期間が延長され、不要不急の外出を控える方針が打ち出されるなか、生活や事業の維持に必要な融資の申請件数が増加し、これに伴い、住民票や税証明等の交付申請件数の増加が見込まれます。

市民が、新型コロナウイルスに感染するリスクを少しでも低下させるため、以下の対策を行います。

1 目的

新型コロナウイルスに関連した住民票や税証明の発行手数料及び郵送請求時の郵送料を無料とすることで、郵送交付を可能とし、市民の不安を払拭しつつ、生活や事業の再建を支援します。

2 対象とする証明書

- (1) 市民課：住民票の写し、印鑑登録証明書
- (2) 市民税課：所得証明書、納税証明書、市税完納証明書、固定資産証明書
※各手数料1通300円

3 支援策

証明書等の発行手数料及び返信郵送料の無料化

緊急事態宣言が出された期間について、生活維持のための融資の手続きに必要な証明書について、発行手数料を減免(無料化)することで、郵送交付を可能とし来庁を不要とします。また、公平性の観点から、窓口請求分についても無料とします。

※上記(1)(2)の対応からは八土業、債権者、法人を除く。

4 実施期間

- (1) 郵送請求分：令和2年5月1日～緊急事態宣言期間まで
(緊急事態宣言期間の消印まで有効)
- (2) 窓口請求分：令和2年5月7日～緊急事態宣言期間まで

5 その他

市民税関連につきましては、別途総務常任委員会でも報告をしております。